年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

近畿(福井) 国民年金 事案 6829

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

2 申立内容の要旨

申立期間: ①昭和56年9月

- ② 昭和59年1月及び同年2月
- ③ 昭和59年10月から同年12月まで
- ④ 昭和61年9月及び同年10月
- ⑤ 昭和62年4月及び同年5月

私は、申立期間①、②及び④については、直前まで勤めていた会社を退職後、国民健康保険の加入手続を行った際、一緒に国民年金の加入手続も行い、手続後に郵送されてきた納付書を用いて金融機関で国民年金保険料を納付したと思う。

また、申立期間③及び⑤については、申請免除期間とされているが、私が初めて免除申請の手続を行ったのは、結婚式を挙げた昭和62年5月以後であり、当該期間の国民年金保険料を納付していたと思う。

私の記憶の中では、5つの申立期間については、送付されてきた納付書を用いて間違いなく国民年金保険料を納付しているので、調査の上、記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、国民年金受付処理簿によると、申立人の基礎年金番号となっている国民年金手帳記号番号は、昭和56年9月頃にA県B市において払い出されたもの(以下「B手番」という。)であることが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人に対し、当該手帳記号番号とは別に、同県C市において手帳記号番号(以下「C手番」という。)が払い出されており、当該C手番前後の手帳記号番号の被保険者記録から、申立人は、61年10月頃に

同市において国民年金の加入手続を行ったことが推認される。

また、オンライン記録によると、前述のC手番における国民年金被保険者資格の取得日は、昭和61年9月1日と記録されていることから、C市において、申立期間④に係る国民年金保険料の現年度納付書が申立人に発行されていたものと考えられるところ、加入手続を行った申立人が、2か月と短期間の申立期間④の保険料について、当該納付書を用いて納付したと考えるのが自然である。

なお、戸籍の附票によると、申立人の住所は昭和62年3月19日にB市に移転されており、オンライン記録によると、前述のC手番は当該転出後の同年4月14日に取り消されていることから、当該取消しはB手番との重複取消に係る事務処理によるものと推認されるところ、B手番の資格記録には、C手番に係る資格記録は統合されておらず、当時、当該年金記録に係る事務処理が正しく行われていなかったことがうかがえる。

一方、申立期間①について、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳 (B手番)の国民年金の記録欄に収録又は記載されている国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日を見ると、当該期間は国民年金の未加入期間となっており、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は厚生年金保険被保険者資格を昭和59年1月に喪失し、当初、同年2月1日に国民年金被保険者資格を取得していることから、同年1月は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。また、同年8月1日に当該国民年金被保険者資格取得日を同年3月1日とする訂正処理が行われており、当該訂正処理が行われるまでは、同年2月は国民年金の被保険者期間とされていたところ、同年2月の保険料が申立人の主張のとおり納付されていたとするならば、当該訂正処理に伴って保険料の還付が生じることになるが、同年2月の保険料の還付記録は無い。

申立期間③について、申立人は、昭和62年5月の結婚式以前に国民年金保 険料の免除申請を行ったことはないと陳述している。

しかしながら、申立人に係るオンライン記録によると、申立期間③を含む昭和59年10月から60年3月までの期間及び同年4月から同年12月までの期間については、厚生年金保険の加入記録の判明により、平成19年10月1日に訂正されるまでの間においては申請免除期間とされており、この記録から申立人は、申立期間の翌年度においても免除申請手続を行ったことがうかがえる上、免除と記録されていた昭和60年5月及び同年6月の保険料について、平成7年5月29日付けで追納(免除期間の保険料について、最長10年遡って納付するもの。)の申出が行われたことが記録されていることを踏まえると、申立人は、当該追納の申出時点において、結婚式以前に当該免除期間が存在していた

ことを認識していたものと考えられる。

申立期間⑤について、国民年金保険料申請免除に係る事務取扱によると、当該時期における保険料の納期限が四半期ごと(3か月を一括して、当該3か月の最終月の翌月末を納期限とするもの。)であったことから、保険料の免除申請に係る承認は、当該期別の当初月に遡って行われるところ、オンライン記録によると、申立人の昭和62年度保険料に係る免除申請は、昭和62年7月31日に行われており、前述の事務取扱からすると、当該免除申請に係る承認は、当該期別の期首に当たる同年4月からと考えられる。

このほか、申立期間①、②、③及び⑤について、申立人はいずれの期間の国 民年金保険料についても金融機関で納付したと陳述しているものの、国民年金 の加入手続及び保険料納付に係る申立人の記憶は具体的でなく、金融機関を通 じて納付した納付記録が全て欠落したとは考え難い上、申立人が当該期間の保 険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、 当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらな い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年9月及び同年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿(大阪)厚生年金 事案 15184

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者の資格 喪失日は、昭和22年5月31日であると認められることから、申立人に係る厚 生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 12 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から22年12月7日まで

平成26年1月に日本年金機構から、私のものである可能性がある厚生年金保険の記録が新たに見付かったが、その記録は資格取得日のみであるので、喪失日等について回答してほしい旨連絡が有ったことから、回答文書に事業所名、所在地及び資格喪失日を記入し提出した。

しかし、資格喪失日を回答書に記入したにもかかわらず、A社B支店における私の資格喪失日は昭和21年5月1日であり、被保険者期間は1か月となる旨、年金事務所から説明された。

A社には1か月以上勤務しており、資格喪失日の記載が無いのは国の責任なので、被保険者期間が1か月になるのは納得できない。

A社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)を見ると、D社(後にA社B支店に名称変更。現在は、C社)において被保険者資格を昭和21年4月5日に取得し、資格喪失日が空欄になっている被保険者記録が確認できる。

ところで、申立人の娘は、申立人がA社B支店に勤務していた当時の状況について、「申立人は、A社に勤務していた申立人の実弟の紹介により、同社に入社し、実弟より長く勤務していた。」旨陳述しているところ、実弟の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は、旧台帳によると、申立人よりも早い時期に

被保険者資格を取得し、昭和22年5月31日に被保険者資格を喪失していることから、申立人は、同社B支店に少なくとも同年5月30日までは勤務していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社B支店において申立人の実弟が被保険者資格を喪失した昭和22年5月31日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の申立人に係る旧台帳の記録から、120円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年5月31日から同年12月7日までの期間について、C社は、「申立人に係る人事資料等については保管していない。申立期間当時における申立人の厚生年金保険料の控除等については不明である。」旨回答している上、申立期間にA社B支店において厚生年金保険の加入記録が有る同僚のうち、住所が判明した9人に照会し、4人から回答を得たが、申立人が当該期間に同社B支店に勤務していたとする具体的な陳述は得られず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿(兵庫)厚生年金 事案 15185

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月1日から同年4月1日まで

A社における厚生年金保険加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

A社には昭和54年2月1日から勤務しており、所持する給与明細書を見ると申立期間に係る厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社の回答から判断すると、申立人は、 同社に昭和54年2月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書に おいて確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当であ る。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は不明である旨回答しているが、B厚生年金基金の記録における資格取得日がオンライン記録と同日となっており、同厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ日を資格取得日として記録したとは考え難いことから、事業主が昭和54年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(大阪)厚生年金 事案 15186 (大阪厚生年金事案 2687 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の、A社本店(現在は、B社)における資格取得日は、昭和19年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年5月1日まで

私は、昭和17年3月19日にA社に入社し、途中C国への出征の期間はあったが、35年3月31日まで同社に在籍していた。しかし、19年10月1日から20年5月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっており納得できないので、年金記録確認大阪地方第三者委員会(当時。以下「大阪委員会」という。)に記録の訂正を求めたが認められなかった。再度、申立てをするので審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出されたB社人事部が発行した職歴証明書及び同僚の陳述により、申立人は、A社に昭和 17 年 3 月 19 日から 35 年 3 月 31 日まで在職していたことが確認できるものの、同社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人及び申立人が記憶する元同僚を含めた複数の元社員の同社における被保険者資格取得日は、20 年 2 月 20 日及び同年 5 月 1 日となっていることなどから、既に大阪委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「同僚があっせんされたので、再度、調査審議をしてほしい。」と申し立てているところ、新たに、D組織から提出された申立人に係る「兵籍簿」によると、申立人は、昭和19年10月20日に入隊していることが確認できる。

また、前述の「兵籍簿」には退役年月日が記載されていないが、申立人は、

「私は、A社に入社後、昭和19年10月に軍隊に召集されて国に出征した。終戦前には内地に戻り、20年10月に退役となり、同年11月に復職した。」と陳述しており、申立人と同様に、入社後に軍歴期間(昭和19年3月12日召集、20年9月7日召集解除)を有する元同僚は、「私が、昭和20年9月に兵役から復員し、同年10月に会社に戻った後に、申立人が退役し復職してきた。終戦前に退役になる者はいなかった。」と陳述している。

さらに、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月 1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人のA社本店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和19年10月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店に係る被保険 者名簿における昭和20年5月の記録から、70円とすることが妥当である。

近畿(和歌山)厚生年金 事案 15187

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年3月14日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月1日から20年3月14日まで 私は、A社において、昭和19年2月から大空襲で会社が焼失した20年 3月までの期間に勤務していたので、調査の上、年金記録の訂正をお願い したい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)によると、A社において、昭和19年2月1日に被保険者資格を取得した記録はあるものの、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

一方、申立人は生前、「私は、A社において、昭和 19 年 2 月から、大空襲で会社が焼失した 20 年 3 月まで勤務していた。空襲の後、会社のあった場所に行ってみると、辺り一面焼け野原になっており、会社も焼失していた。」と陳述していたところ、大空襲は、昭和 20 年 3 月 * 日深夜から翌日未明にかけて行われ、A社の所在地であった B市 C 区一帯も被災したことが確認できることから、申立人は同社において同日まで勤務していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険 者資格喪失日は、昭和20年3月14日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る旧台帳に おける昭和19年2月の記録から、80円とすることが妥当である。

近畿(兵庫)厚生年金 事案 15188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から同年9月1日まで 私は、A社に勤務していたが、同社の関連会社のB社に転籍した申立期 間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。当該期間は、業務内 容及び雇用形態に変更は無く継続して勤務していたので、被保険者であっ たことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し(平成3年9月1日にA社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に閉鎖しており、当時の事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明と回答しているものの、事業主が資格喪失日を平成3年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(滋賀)厚生年金 事案 15189

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 17 年 12 月 29 日は5万円、18 年 7 月 31 日は 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日

② 平成18年7月31日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準 賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された総合口座通帳により、申立人は、申立期間にA社から 賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の元従業員から提出された申立期間に係る賞与明細書により、当該期間において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の総合口座通帳の振込記録及び複数の元従業員から提出された賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年12月29日は5万円、18年7月31日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与について、社会保険事務所(当時)に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(大阪)厚生年金 事案 15190

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 51 年 10 月 16 日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年10月16日まで A社に勤務した期間のうち、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が無いことが判明した。同社が倒産する昭和51年10月*日まで勤務していた

ので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述により、申立人は、申立期間においてA社に 勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、同社が昭和51年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の52年1月28日に受け付けされた資格喪失届に基づき、申立人は、51年5月31日に遡って資格を喪失していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿により、申立人を除く71人についても、申立人と同じ昭和52年1月28日に受け付けされた資格喪失届に基づき、51年3月31日から同年10月31日までの期間にそれぞれ遡って資格を喪失していることが確認できる上、当該71人のうち43人については、当該喪失処理に伴い、同年7月の随時改定、同年8月の標準報酬等級改定及び同年10月の定時決定が取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の同僚は、「申立期間に給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所(当時)が

申立人の厚生年金保険被保険者資格を昭和51年5月31日に喪失した旨の処理 を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認めら れないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である同年 10月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿により確認できる昭和51年4月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

近畿(大阪)厚生年金 事案 15191

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年4月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所(当時)に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における同被保険者資格の喪失日は、19年4月1日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年4月1日まで

年金事務所から資格喪失日が分からないA社の厚生年金保険の記録が見付かったとの連絡があった。同事業所には、昭和18年4月1日にB職として入社し、19年4月1日に出兵するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)及び労働者年金保険被保険者台帳索引票によると、A社において、昭和18年4月1日に被保険者資格を取得しているものの、資格喪失日が記載されておらず、オンライン記録において、申立人の基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、「大学を中退後の昭和18年4月1日に、実父が工場長をしていたA社にB職として入社した。元同僚は、私が出兵する頃まで一緒に勤務していたことを覚えている。」と陳述しているところ、当該元同僚に係る旧台帳によると、A社における資格喪失日は昭和19年3月1日であることが確認できる。

さらに、申立人は、「昭和19年4月1日に出兵するまでA社に勤務していた。」 と陳述しているところ、C県から提出された申立人に係る「臨時D軍人(軍属) 届」によると、昭和19年4月1日に入営している記載が確認できることから、 申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、年金事務所において、A社に係る事業所記号払出簿(以下「記号払出簿」という。)及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)は見当たらず、申立人の前述の旧台帳には、喪失日の記載が無く「補正不能台帳」の押印がされていることについて、日本年金機構Eブロック本部F事務センターは、「記号払出簿、被保険者名簿、資格喪失日の記載が無いこと、及び補正不能台帳の押印については、当時の関係資料等が存在しないため詳細については不明である。」と回答しており、当時の保険出張所における記録管理が適切ではなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年4月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は19年4月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の旧台帳の記録から 100 円とすることが妥当である。

近畿(奈良)国民年金 事案 6830

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から51年6月まで

私は、20 歳になってしばらくしてから国民年金に加入し、初めて国民年金保険料を納付した時に、遡って保険料を納付した記憶がある。

何の証拠も無く、国民年金の加入手続方法や国民年金保険料納付の詳細については覚えていないが、私は、保険料を納付していると思っているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月24日に払い出されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと考えられ、このことと、申立人が、20歳の頃に国民年金の加入手続を行ったとする主張とは符合しない。

また、前述の国民年金加入手続時点は、第3回特例納付制度の実施期間中であることから、同時点で時効となっている申立期間の国民年金保険料を納付するためには、当該特例納付によることとなるが、特例納付により申立期間の保険料を納付したとする申立人の陳述は無い。

さらに、上記とは別の国民年金手帳記号番号払出しの可能性について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保 険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿(大阪)厚生年金 事案 15192

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月

② 平成18年12月

③ 平成19年12月

A社に勤務していた同僚の年金記録の申立てについて、年金記録確認近畿地方第三者委員会から照会文書を受けたことを契機に、自身の年金記録を確認したところ、同社から支給された賞与の記録が無いことが分かった。

賞与支払明細書を所持している期間については年金事務所で記録が訂正されたが、賞与支払明細書を所持していない申立期間①、②及び③については訂正されなかった。しかし、当該期間についても賞与が支給されていたと思うので、当該期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が賞与の振込先であったとする金融機関から提出された申立人に係る取引記録を見ると、各月の給与の振込みは確認できるものの、申立期間①、②及び③に賞与が振り込まれていた形跡は無く、当該期間に係る賞与の支給について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社において、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額が記録されている者は、一人も確認できないところ、元同僚は、「平成17年12月、18年12月及び19年12月は、賞与が支給されなかった。」旨回答している。

さらに、申立期間②及び③について、申立人から提出された市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記されている平成18年分及び19年分の社会保険料等の金額は、申立人から提出された同年分に係る給与明細書及び7月の賞与明細書に記されている社会保険料控除額の合計額と、それぞれ一致している。

加えて、法人登記簿によると、A社は既に破産手続が終結している上、回答を得られた申立期間当時における複数の事業主及び破産管財人は、いずれも「当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、詳細は不明である。」旨回答している。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準賞与額に 基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿(京都)厚生年金 事案 15193

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月31日から55年11月1日まで 年金事務所に照会したところ、A社B支社における被保険者記録が昭和 51年9月1日から53年10月31日までである旨の回答をもらった。

私は、入社して2年ぐらいたった頃に入ってきた後輩の同僚と、その後、 2年ほど一緒に勤務した記憶が有る。

A社B支社には、入社してから4年後の昭和55年10月末まで勤務したと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、データ上の人事記録によると、申立人は、昭和53年10月30日に 退職しており、申立期間は勤務していないと回答している。

また、A社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和53年10月31日であり、当該通知書の喪失日は、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における喪失日と一致している上、被保険者名簿に遡及訂正等の不自然な事跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立期間にA社B支社で被保険者記録が有り、申立人が名前を挙げた後輩を含む複数の同僚に事情を照会したが、申立期間における申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿(京都)厚生年金 事案 15194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年2月頃から36年5月頃まで

② 昭和40年7月頃から43年1月頃まで

私は、申立期間①は、A社において、B職として勤務し、申立期間②は、C社において、D職として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、 申立人は、A社において勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は既に解散している上、同社の登記簿謄本により確認できる当時の代表取締役は所在不明であり、複数の同僚が記憶する当時の事務担当者に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間①に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「当時のA社における従業員の社会保険の加入については、B職からE職になるか、E職になっても強く希望しないと加入させてもらえなかった。私自身もB職からE職になったが、厚生年金保険被保険者資格取得日は、E職になった時期と符合している。」旨陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿により、申立期間①を含む昭和32年12月15日から36年7月1日までの期間において、申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番は無い上、記録訂正等の不自然な点も見当たらない。

申立期間②について、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認

できない上、申立人は、「C社はF業務事業所であった。」旨陳述しているところ、当時の厚生年金保険法において、F業務事業所等の事業は、強制適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「C社の事業主は、G職であったが姓しか記憶していない。」 旨陳述しているところ、H県は、「昭和40年代に、申立人が記憶する姓の者が G職であったという記録は無い。」旨回答していることから、C社の事業主を 特定できず、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除につ いて確認することができない。

さらに、申立人は申立期間②当時の同僚を記憶していないことから、申立人 の当該期間に係る勤務実態について照会することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿(和歌山)厚生年金 事案 15195

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月12日から同年3月11日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A市役所のB組織にアルバイト職員として勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

当該期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市から提出された申立人の採用に係る「伺書」、申立期間後に勤務した事業所から提出された人事記録の前職欄及び申立人を同市に紹介したとする同市元職員の陳述により、申立人は、申立期間に同市B組織に臨時職員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険法において、申立期間当時、公務を行う地方自 治体の事業所は、強制適用事業所ではなかったところ、社会保険事務所(当時) の記録により、A市役所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間 より15年後の昭和62年4月1日であることが確認できる。

また、A市は、「当市が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和62年4月1日であることから考えると、申立期間について、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除することもなかったと考えられる。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。